

インドネシア

電波監視体制事業(2)



整備された電波監視機器

[借款概要]

承諾額/実行額	5,701百万円 / 5,487百万円
借款契約調印	1987年12月
借款契約条件	金利3.0%、返済30年（据置10年）
貸付完了	1992年12月

[事業概要]

インドネシア全域を対象として電波監視局を整備することにより、違法無線による電波障害等を防止し、無線通信サービスの改善を図るもの。

[評価結果]

本事業は、1979年度借款により実施された第1期事業（中波・短波帯）に続き、無線局が急増していた超短波・極超短波帯を対象とし、全国で31ヵ所の固定・移動式監視局を整備し、合わせて電波周波数、発信位置等を記録・分析するための資機材が導入された。

これにより無許可の放送局や違法電波の把握が容易になり、違法な通信・放送に使用されていた機器を排除することが可能となった。また、混信等の減少によって国内の電波利用のみならず、通信障害等が問題化していた周辺諸国への影響も解消されたとされる。

さらに、本事業を通じて、放送免許の交付が適正化された結果、事業が完成した1992年から2000年の間に、免許交付による政府の収入は約14倍と大幅に増加した。

なお、対象機器は1990年から91年に製造・据付が行われたものであり、10年以上経過した現在、技術者やスペアパーツの不足等から故障した機器の修理が困難となっているものもある。今後、維持管理のための予算や人員を確保することが課題である。